

【 手術 】

183 創傷処理の算定について①

《令和6年5月31日》

○ 取扱い

次の創傷等に対するK000 創傷処理の算定は、原則として認められる。

- (1) 挫創
- (2) 裂創（裂傷を含む。）
- (3) 切創
- (4) 挫滅創
- (5) 割創
- (6) 手術創離開
- (7) 術後二次感染（感染創を洗浄した手術創）
- (8) 褥瘡

なお、挫傷に対するK000 創傷処理の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

創傷処理は、厚生労働省通知*に示されるとおり、切・刺・割創又は挫創に対して切除、結紮又は縫合（ステープラーによる縫合を含む。）を行う手技である。

挫創、裂創（裂傷を含む。）、切創、挫滅創、割創は、皮膚の連続性が断たれた開放性損傷であり、これらに対するK000 創傷処理の算定は、原則として認められると判断した。

また、創傷処理後に新たに生じた手術創離開や術後二次感染（感染創を洗浄した手術創）に対する縫合（新たな傷病名に対する第1回の治療に該当）、褥瘡における壊死組織の切除についても、創傷処理の算定は妥当と判断した。

なお、挫傷は非開放性損傷であり、創傷処理の対象ではないため、K000 創傷処理の算定は原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について